

第30回 基本計画部会 議事録

1 日 時 平成23年8月29日（月）13:50～15:43

2 場 所 中央合同庁舎第4号館12階 共用第1208特別会議室

3 出 席 者

【委員】

樋口部会長、深尾部会長代理、縣委員、阿藤委員、安部委員、井伊委員、佐々木委員、椿委員、廣松委員、山本委員

【統計委員会運営規則第3条による出席者】

《国または地方公共団体の統計主管部課の長等》

総務省統計局長、総務省統計局統計調査部長、文部科学省生涯学習政策局調査企画課課長補佐、厚生労働省大臣官房統計情報部長、農林水産省大臣官房統計部統計企画課長、経済産業省大臣官房調査統計グループ調査統計審議官、国土交通省総合政策局情報政策本部情報政策課長、環境省総合環境政策局環境計画課主査、日本銀行調査統計局審議役、東京都総務局統計部長

【事務局等】

西川総括審議官、乾内閣府大臣官房統計委員会担当室長、杉山内閣府大臣官房統計委員会担当室参事官、若林内閣府統計委員会担当室参事官、空閑内閣府統計委員会担当室調査官、伊藤総務省政策統括官（統計基準担当）、千野総務省政策統括官付統計企画管理官

4 議 事 (1) 追加重要検討事項（東日本大震災に係る統計データの提供等）の審議

(2) 国民経済計算ワーキンググループの審議結果について

(3) その他

5 議事録

○樋口委員長 それでは、定刻となりましたので、ただいまから「第30回基本計画部会」を開催いたします。

本日は、宇賀委員、首藤委員、津谷委員が所用のため御欠席でございます。

本日の主な議事は、次の3点でございます。1番目、追加重要検討事項（東日本大震災に係る統計データの提供等）の審議について、2番目、国民経済計算ワーキンググループの審議結果報告、3番目としまして、前回出ました質問事項の積み残しへの対応がその他として用意されてございます。

まず、前回、第 29 回基本計画部会で追加重要検討事項とされました「東日本大震災に係る統計データの提供等」に関しまして、関係府省の取組状況についてヒアリングを行います。

次に、その他の議題としまして整理しておりますが、委員の方々から提示されていた質問事項のうち、まだ回答をいただいていたものについて、関係府省、事務局から回答をいただきます。

その後、統計法施行状況のうち、国民経済計算に関する事項について審議するために、別途設置されました国民経済計算ワーキンググループの審議結果について深尾部会長代理から報告を受けます。

それでは、議事に入る前に、本日用意されています資料について、事務局から説明をお願いします。

○乾内閣府統計委員会担当室長 お手元の資料を紹介させていただきますが、基本計画部会の議事次第にありますように配付資料が 4 つございまして、それぞれのタイトルどおりの資料が用意されていますので、御確認ください。

○樋口委員長 それでは、議事に入ります。

まず、前回の基本計画部会で追加重要検討事項に決まりました「東日本大震災に係る統計データの提供等」につきまして審議を行います。取組状況につきまして、総務省政策統括官から順番に御説明をお願いいたします。

○千野総務省政策統括官付統計企画管理官 それでは、御説明いたします。資料 2 を御覧いただきたいと思えます。資料 2 を 2 枚めくっていただきますと、政策統括官に係る資料になってございます。

我々からは、府省横断的な対応、それから各府省の対応の概要を説明いたします。

まず、府省横断的な対応ということで 1 ページの表にございますとおり、どんなことがあったかということの時系列で書いてございます。

まず、3 月中旬、これはすべての行政事務に適用する話ですが、特定非常災害に関して適用すべき措置の政令が 3 月 13 日公布、即日施行されております。これによって、期限内に履行されなかった行政上の義務の履行が免責になることが決定されております。

右側を見ていただきますと、統計における政府部内の対応について、この政令によりまして、基幹統計調査には報告義務がございますが、この基幹統計調査の報告義務に対しましても履行の免責措置が適用になります。それが 1 つ。

もう 1 つ、これはこの政令とは違う話ですが、地震に対応して各府省でいろいろ緊急な対応を行う、そのために調査計画を変更することになりますと、承認手続が必要になりますが、それについて弾力的な運用を行う方針であることについて、我々の方から各府省に周知してございます。

その右下の欄を見ていただきますと、その弾力的な運用の詳細について、3 月 23 日に各府省に我々の方から通知しております。そのポイントは、災害に起因する変更については、

緊急な対応が必要であることもございますので、手続がネックになって対応が進まないということがないように、まずメールによって我々の方に連絡していただいて、公文書による変更申請はその後でということでございます。

それから、基幹統計調査については、統計委員会への諮問が必要な場合がございますが、震災関係は軽微な事項として取り扱って、統計委員会に対しましては事後に報告するとしてしました。

また、一般統計調査につきましては、災害に起因する変更については、これも手続上、軽微な事項ということが統計法にございまして、それに則って承認手続を不要とするということを通知いたしました。

この通知を受けまして、各府省は機動的にいろいろな対応を行っております。ちなみに、4月時点で特別な措置を講じた調査が7調査、それから統計委員会への諮問を軽微な事項として事後報告にしたものが、これまで5件ございます。

左を見ていただきますと、3月下旬の公表から各統計調査に震災の影響が出てございまして、各府省では調査の実施・公表に際しまして、どのような措置を講じたか公表してございます。例えば労働力調査ですと、3県分を除外して集計することをあらかじめ公表してございます。

その下には4月上旬ですが、統計委員会委員長談話が公表されました。内容は、ユーザーに対していろいろな情報を開示することがポイントでございます。

右側に行ってくださいまして、政府部内では、各府省の連絡会議を開催いたしまして、これまでの統括官室からの通知の周知、それから委員長談話の周知を行いまして、併せて各府省でそれぞれどのような対応をしているかといったことにつきまして、情報の共有を実施しております。

これらを踏まえまして、4月中旬、統括官室から各府省への通知、それからホームページで公表しておりますが、政府全体としての情報共有、それから調査において特別な対応を講じた場合の情報の明示等々について、各府省への通知、ホームページの公表を行っております。

4月下旬以降ですが、左側の欄で、各府省の対応状況につきましては、我々の方で一覧表を作りましてホームページで公表しております。

右側の欄ですが、政府部内におきましては、各府省の連絡会議を開催して、それぞれの対応につきまして情報の共有を実施しております。

裏面、2ページを御覧いただきたいと思っております。

政府横断的には、このような対応をしておりますが、各府省におけるこれまでの対応のポイントをここに3つ掲げてございます。

まずは、基礎データの提供です。例えば平成22年国勢調査の小地域集計、また21年経済センサスの町丁・字別等の集計などについて、順次、被災自治体に提供するとともにホームページで公表してございます。これらのデータは、被災地等で活用されているところ

です。

2つ目ですが、調査結果の公表に当たりましては、ユーザーが誤解なく調査結果を活用することができるよう、補完推計の方法などに係る情報を、なるべく前広にホームページを通じて提供するようにしてございます。

3つ目ですが、被災地における調査の実施です。一方で、被災住民の厳しい状況がございます。その一方で、基本的な統計データを確保するということがございます。これらのことを踏まえまして、可能な範囲で実施してきているということがこれまでの状況です。

今後の対応方針ですが、これも3つございまして、まずは基礎データの提供ということで、今後もニーズに応じて、特別集計等によって基礎データを積極的に提供していくことが必要だと考えております。

2つ目として、統計調査の実施について、これは被災地の復旧・復興の状況に応じて、可能な範囲で通常の調査方法に復するよう努力することが必要だと考えております。

3つ目は、統計の公表に当たりましては、調査対象・時期等の情報を併せて提供して、統計利用者が誤解なく統計を活用できるようにしていくことが必要だと考えております。

3ページ以降につきましては、各府省が講じましたそれぞれの措置について、一覧表にしております。個々の内容については御説明いたしません、2つ目の丸に、総括してどのような対応をしたかということを書いてございます。

一覧表にありますのは、基幹統計調査、それから主な一般統計調査、58の調査等でございますが、類型分けいたしますと、ここにございますように、まず調査対象地域から被災地域を除外したものです。これは、労働力調査を初めとして延べ14調査でございます。

それから、調査対象・項目の限定、調査の変更等を行ったもの、これは例えば社会教育調査など、延べ5調査でございます。

調査の実施時期等の延期を行ったもの、これは法人企業統計調査など、延べ4調査でございます。

集計・推計方法などを変更したものは、人口動態統計など、延べ29調査でございます。

その他、いろいろな督促の中止等を行ったものが18調査あるということが全体の状況でございます。

統括官室は以上です。

○樋口委員長 続きまして、総務省統計局。

○水上総務省統計局統計調査部調査企画課長 総務省統計局でございます。総務省統計局では、まず被災した地方公共団体等のニーズを踏まえまして、既存統計調査の特別集計等を行いまして、統計データの提供というのを行ってきているところでございます。また一方、経常的調査につきましては、調査が困難となった地域を除きまして、実施可能な地域において調査を継続したところでございます。その際、統計の作成方法等を明らかにして、結果を公表するというのをしているところでございます。

詳細、具体的に申しますと、資料3ページの今のところからでございます。

まず、国勢調査につきましては、平成 22 年の国勢調査速報を活用いたしまして、浸水地域の人口・世帯数の統計地図を 4 月 25 日の時点で統計局のホームページに掲載しているところでございます。

また、3 県、岩手県、宮城県、福島県につきましては、町丁・字別等の集計につきましては、確報に先立ちまして概数の集計という形でホームページに掲載するとともに、地方公共団体に提供しております。また、その 3 県につきましては、人口等基本集計結果につきましても、これを前倒しいたしまして、7 月 27 日に公表しているところでございます。

次に、労働力調査の関係でございますが、岩手県、宮城県では 5 月分から、福島県では 8 月分から、可能な範囲で調査を再開しているところでございます。調査結果につきましては、全国集計結果については 3 県を除く結果を公表してきております。また一方で、比較のために、同様の措置を講じた平成 21 年 1 月分までの遡及集計結果も公表しているところでございます。

次のページに参りまして家計調査でございますが、3 月以降、可能な範囲で調査を実施しているところでございます。

また、6 月の調査で申しますと、2 県、岩手県、宮城県の 2 市町、全国 168 市町の 1 % であります。調査票の回収ができなかったということで、東北地方で調査票を回収できた地域の結果を補完した形で全国結果を公表しております。ここでは 6 月調査の時点のデータを書いておりますが、7 月時点でもこの 2 市町について、まだ回収ができなかったという状態で、変わっておりません。

続きまして、小売物価統計調査についてでございますが、これは全国 3 月分の調査、4 月 28 日に公表したものでございます。こちらは、4 県、岩手、宮城、福島、茨城の一部に調査に支障が生じたということで、把握した価格の単純算術平均を都市別価格として表章したところでございます。

岩手県、福島県、茨城県においては 4 月上旬から、宮城県においては 4 月中旬から調査を再開できておりまして、全国 4 月分調査については、5 月 27 日に通常どおり公表しているところでございます。

また、全国 4 月分の調査、5 月 27 日に公表したわけですが、それに先立ちまして、震災による小売価格への影響を早期把握することを目的にいたしまして、東日本地域の小売価格に関する速報値を 4 月 28 日、5 月 11 日に公表しているところでございます。

続きまして、個人企業経済調査でございますが、3 県におきまして調査票の回収が困難であったということから、1～3 月の動向編等につきましては、3 県を除く全国の結果として公表しているところでございます。また、4～6 月につきましても、同様の方法で公表することになるだろうと思っております。

3 県におきましては、一部の市を除き、7～9 月期から調査を再開する予定にしております。

その後、主立ったところで、経済センサス基礎調査について御説明申し上げますと、特

別集計等の取り組みということで、東日本太平洋岸地域、青森、岩手、宮城、福島、茨城、千葉につきまして、市町村別の産業別事業者数及び従業者数について、5月11日に掲載したところでございます。これも6月3日に確報集計に基づき更新しております。

また、市区町村別産業別事業所数及び従業者数も、浸水調査区に限ったもののデータについても5月11日に掲載し、6月15日に更新しております。

次のページ、サービス産業動向調査につきましては、3月分の結果につきまして、岩手、宮城、福島、茨城を除いて集計したところでございます。また、前年比につきましても、これら4県を除く前年比を作成し、公表しております。その後、4月分の結果につきまして、併せて4県を含めた再集計結果を公表しているところでございます。

また、サービス産業動向調査につきましては、4月分以降につきまして、東日本・西日本別の集計結果、特別集計をいたしまして、震災がサービス産業にどのような影響を与えたかということにつきまして集計結果を公表しているところでございます。

総務省の取り組みについては、以上でございます。

○樋口委員長 厚生労働省。

○早川厚生労働省大臣官房統計情報部企画課統計企画調整室長 続きまして、厚生労働省でございます。資料の5ページの一番下からでございますけれども、厚生労働省といたしましては、調査に関しまして、震災の影響もありますけれども、できるだけ調査を継続するといった観点で取り組んでおります。ただし、いろいろな障害がございますので、特別な措置を講じたものにつきましては、その情報を公表するという立場で仕事に取り組んでおります。

具体的に説明申し上げますと、毎月勤労統計におきましては、震災の影響もありまして、調査員調査が実施できないということで、3月から、一部は5月までですけれども、3、4、5月分について、調査員調査で行っている部分は中止いたしております。それから、東京電力福島第1原発の周辺は立入禁止区域がございますので、その地域については調査を中止しております。こういった対応状況や集計結果の影響については、既に公表しているところでございます。

あと、残りの調査とちょっと違っている点がここにございまして、震災の影響というよりは、むしろ電力供給の影響という観点で、もともと全国表章しかしらないという標本設計になっているのですけれども、あえて東日本とそれ以外といった地域別に表章することを今、続けております。これは、東日本というよりは、むしろ東京電力、東北電力管内という観点で区域を分けてございまして、そういった形のを特別に集計して、今、公表しているということでございます。

それから、国民生活基礎調査につきましては、これも調査ルートが保健所や福祉事務所を経由して行う調査ということで、職員が震災の罹災者の対応に忙殺されて調査できないということになりまして、またこの調査の内容も、平常の生活について尋ねる調査でございますので、こういった非常時を調査しても意味がないということもありまして、この3

県については調査の実施を中止しております。

それから、人口動態統計でございますけれども、これは御案内のとおり、戸籍の届け出に基づいて集計する調査になってございまして、いろいろな事務の遅れなどがありまして、通常と違って若干報告が遅れている状況になっております。こういったものにつきまして、届け出の出た月について速報値の中に入れて公表するというので、例えば半年遅れて届けられたものが今月処理されれば、今月の数字として公表していくという形をとっております。

なお、年明け9月ぐらになりますけれども、確定数が報告書で出てまいりますけれども、このときには届け出られた月別ではなくて、事象が起きた発生の月別で集計を行う予定にしております。

それから、医療施設調査でございますけれども、こちらについても3年に一度の静態調査が今年実施される予定でございますけれども、福島県、宮城県の調査については、調査項目を限定するというので、記入者の負担を軽減する措置をとるということで、既に連絡済みになっております。

それから、患者調査につきましても、宮城県の一部、福島県の全域について調査を行わないということで連絡しております。具体的に宮城県の一部というのは、津波の影響を受けているところでございます。沿岸部の辺りについてできないという形になっております。福島県については、この患者調査も衛生部門を経由して調査しているのですが、地震のほか、原発の避難者の対応等に忙殺されているということがございまして、こちらについても調査を行わないことになっております。

次の賃金構造基本統計調査でございますが、こちらについては可能な限り調査を実施するというのでございます。具体的には、沿岸部の事業所に当たらないようにして調査を継続できるようにしております。

最後、薬事工業生産動態統計調査でございますけれども、これは被災により、調査票の提出が困難となっているところは極めて少ないということを確認しております、3月分以降、通常どおりの調査・集計・公表を実施しているところでございます。

厚生労働省は以上でございます。

○樋口委員長 農林水産省、お願いします。

○鶴見農林水産省大臣官房統計部統計企画課長 資料を2つ用意しておりますが、まず6ページで共通の資料に基づいて御説明したいと思います。

これは既存の統計調査について、どういう対応をしたのか、影響があったのかということで整理されていると思っておりますけれども、まず農業経営統計調査でございますが、22年の調査結果につきまして、一部の統計におきまして3県の調査結果の回収が困難だという事情がございまして、そういったものを除いて推計を行う予定としております。これから公表する調査結果でございます。

次の物価統計調査は月別調査でございますが、3月分につきましては5県の一部の回収

不可能な客体分につきまして、前年同月または前月の価格に、県内または近接地域の回収可能であった客体の変動率を加味して補正して計算しているということでございます。

作物統計調査でございますけれども、これも影響がありまして調査票の回収ができないところを除いて公表し、その後、取りまとめが可能になった段階で再集計を行って公表していくという状況でございます。

7ページに参りまして、木材統計調査でございます。これにつきましては、2月分以降、3県で調査ができないということがございまして、当面、これを除いて公表する予定でございます。

次の海面漁業生産統計調査は悉皆調査になりますけれども、22年度の結果につきまして、3県で調査票の回収ができないということで、これを除いて公表しました。その後、回収ができた段階で順次公表していく形でやっております。

次の牛乳乳製品統計調査は少し遅れましたけれども、通常どおりという形になっております。

次に、この資料の10ページの次に、ページが付いてございませぬけれども、農林水産省という資料を別途用意させていただいております。

ここで統計の提供と情報の提供と分けてございますけれども、統計の提供の方は、既存の統計結果を使いまして、今回の震災の被害状況の把握あるいは今後の復旧の基礎データとして役立てていただくということで、特別集計をしたり、あるいは少しビジュアル化して皆さんに提供していくという趣旨でやっているものでございます。

最初の津波により流出あるいは冠水等の被害を受けた農地面積の推定公表でございます。これは、津波の被害状況を示すために、国土地理院が作成しました津波による浸水被害の資料とか、衛星画像、あるいは我々、現場に職員がいますので、現場での情報収集等々を使いながら、被害を受けた農地の推定面積、これは6県分に当たりますけれども、市町村別に整理しまして、農林水産省としては3月29日にこれを公表して提供しているところでございます。

2番目の東日本大震災に伴う被災地域における市町村別漁業経営体数等々の公表と、3番目の東日本大震災に伴う被災4県の農業産出額の公表でございます。これは、どちらかというと被害の直接の状況ということではなくて、被災地域の被災前の状況を整理して役立ててもらおうという主旨で作成しました。5月上旬に2つの資料を公表しております。

2番目の漁業の関係でございますけれども、私ども、20年に漁業センサスをやっておりますので、その結果を基にしまして、被災5県の太平洋に面した市町村の漁業経営体数とか就業者数、水産加工場数等々をグラフにしまして、分かりやすく皆さんに提供しております。

3番目の産出額でございますけれども、これはもともと加工統計で我々、作っているものでありますけれども、これを被災4県につきまして再整理しまして、分かりやすく提供しておるところでございます。

後半の2つは、その後、より詳細なデータの提供ができるようになってきたということで、順次やっているものでございます。下から2番目でございますけれども、平成22年2月に農林業センサスの結果が出ておりますので、津波により冠水した農地面積を有する市町村におけます農業集落、冠水した農業集落と言っているのかもしれませんが、その農業集落別に主要統計を再整理して提供しているということでございます。

統計の提供の最後でございますけれども、先ほど太平洋に面した市町村別の漁業の状況をまず最初にやったわけです。その次に、市町村の中には漁業地区というのがございまして、その漁業地区別に更に詳細にデータを再整理して提供したという形でございます。まず基本のものから出し、その後詳細のものを出していったという形でございます。

最後に、2番目の情報提供のところでございます。これにつきましては、統計委員会の委員長の談話とか総務省政策統括官から出されました留意事項等々に基づきまして、農林水産省としてもきちんと情報提供していったということでございます。

私の方からは以上でございます。

○樋口委員長 最後に経済産業省、お願いします。

○喜多見経済産業省大臣官房調査統計審議官 経済産業省でございます。A4横長の資料がお手元にあるかと思っておりますけれども、本件、統計データの提供、震災の影響に関する統計データの状況と、それから先ほどからお話があります統計における対応という2つの項目があるかと思っておりますが、この追加資料は主に統計の提供、あるいはその情報提供といったものに関する追加資料であります。

1ページめくっていただきますと、震災に関する統計ページの設置ということでありまして、私どもの統計のトップページに、震災関係の専用ページを設置したということであります。

その中に、①のように震災に関する統計あるいはそれを使った分析。例えば中小企業白書等々の関連の資料を掲載しているということであります。

それから、②は統計でどのような対応をしたかというものについて、まとめて一覧できるようにページを作ったということであります。これによって、震災に関するすべての情報が一覧できるようにしたということであります。

特に、①に掲載している内容を若干御紹介申し上げますと、めくっていただいて2ページです。これは工業統計表を使って、被災地、災害救助法の適用の市町村別に個票を再集計したということでありまして、製造業に関して、事業所数、従業者数、出荷額等々について集計を行ったということであります。

3ページ目は、更に工業統計表を使って、福島原発に関しまして、警戒区域、緊急時避難準備区域、計画的避難区域、これも市町村別に再集計を行って、同じく事業所数、従業者数、出荷額等について集計して公表を行ったということであります。

製造業のほかに、4ページ目では、商業統計表を使って商業に関する集計も行ったということであります。

それから、施工状況報告にも鉱工業指数、IIP に関して、被災地と被災地以外ということで再集計を行ったということを書いているわけでありすけれども、それが5ページ以降であります。これは、従来、全国1本で公表しているIIPを、被災地域の市町村とそれ以外に分けて集計し、公表を行ったということでありす。

5ページの左側にグラフがありますけれども、青が被災地域、点線の赤が被災地域以外であります。いずれも23年3月に非常にシャープな落ちが見られるということで、これは実はリーマン・ショックの落ちよりも青のところの方が大きい落ちになっているということでありす。

更に、これを被災地域、被災地域以外、それぞれについて財別、それから6ページ目は業種別に動向を見たということでありす。

5ページ目の右では、被災地域、3月の生産財が非常に落ち込んでいる。原材料とか部品という生産財の落ち込みが見られるということでありす。

それから、被災地域以外は、生産財以外の最終需要財の落ち込みも併せて、全体的に見られるということでありす。

6ページ目に行きますと、被災地域の3月は黒っぽいところですがけれども、かなり広範な産業についての落ち込みが見られるということです。被災地以外に関しましては、特に自動車等について、非常に大きな落ち込みが見られるということでありす。

こういったことから、被災地域においては、震災による直接的な被害がありましたので、業種の偏りがなく、全般的に生産活動に影響があったということで、特に財別では生産財の生産に大きな影響があったということでありす。したがって、部品や原材料として使用される製品の生産の落ち込みが考えられるということでありす。

他方、被災地域以外においては、各財の生産が低下しているということでありまして、これは被災地域からの部品の調達、それから原材料の調達というものが大きく影響し、輸送機械、自動車等の最終需要財の生産活動への影響が大きかったということが推測されるということでありす。

私ども、このような分析を今後とも継続して、1ページ目のホームページに引き続き掲載したいと思っております。

それから、震災に関する統計の対応ということでありすけれども、総務省さんの資料の7ページから8ページ辺りに私どもの関連の統計がありますけれども、月次のいわゆる動態統計に関しましては、基本的に被災県を除外しないで、可能な限りヒアリング等を行って通常どおり公表するというので、公表日も当初予定日を厳守しているという状況にあります。

それから、周期物のうち、いわゆる構造統計でありますけれども、8ページ目の工業統計調査は、ちょうど震災が起こったころは、調査票を都道府県で回収して私どもに送るといった中途の段階でありましたけれども、調査票の紛失・滅失等の報告はなかったということで、これは通常どおり集計ができると思っております。

また、その下の企業活動基本調査は、5月中旬以降、通常であれば調査票を送付するというものであったのですが、各災害救助法の適用市町村に本社がある会社に関しては、送付を1か月遅らせ、個別に連絡をとって調査票を送付してよいかということを確認した上で、調査票を送付するという対応をさせていただきます。

経済産業省は、以上であります。

○樋口委員長 ありがとうございます。

国土交通省、環境省、何かございますか。よろしいですか。はい。

それでは、ただいまいただきました説明につきまして、御質問等ございましたらお願いいたします。各府省、御苦労なさっているいろいろな試行錯誤をされておりますが、統計の性質も違うし、また対象も違うということで、一律の対応というのは難しいということで、それぞれが現場を考えながら工夫していただいたということだろうと思いますが、いち早く定常状態にといいますか、普段の状態に戻していくということが必要だろうと思います。

その上で、レビューで何を書いたらいいのかというようなことを皆さんと御相談しなければいけないのですが。例えば調査できなかった時期があるような、そういう統計について、特に定期調査あるいは時系列データを提供するというものに対して、どのような扱いをしたらいいのか。例えば3月から半年間、月次調査が行われていないときには、遡及という形で3県を除いたものも並行して出してもらおうということがあるわけですが、ただ47都道府県について、全国の状況を把握するとなったときに、その6か月間といったものが、ブランクにしたらよろしいのか、どういう扱いをしたらいいのかというのは、これは各府省に任せてよろしいのか、それとも何らかの基本的なガイドラインといいますか、考え方といったものを出すべきなのかということについて、まずそれぞれでどのような対応を府省が考えていらっしゃるかということについて、少し教えていただきたいと思いますが。

これは、統括官室の方ですか、それともそれぞれの府省に聞いた方がいいですか。では、統計局、お願いします。

○水上総務省統計局統計調査部調査企画課長 具体的に恐らく一番問題になってくるのは、労働力調査について、3県除きの結果を3月以降、公表している状況でございます。こちらにつきましては、まず私どもとしては、既に先ほど申しましたように、3県除きの全国集計結果につきまして、平成21年1月分まで遡及して公表しているという対応をとっているところでございます。

今後といたしましては、既に岩手、宮城については5月から再開して、福島についても8月から一部を再開する予定ということで、できるだけ早く全国集計の再開というのをまずして行きたいと考えているところでございます。47県の分について、この3県を除いた期間の扱いをどうするかということは、今後また研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○樋口委員長 続いて、これも順番でいきますと、厚生労働省。

○早川厚生労働省大臣官房統計情報部企画課統計企画調整室長 厚生労働省の基幹統計で

月次物と言いますと、例えば毎月勤労統計がございませけれども、失われたデータは回復のしようがないということで、その特殊性について、今後こういった形で対応するかということについては、他の統計調査の対応も踏まえた上でやって行きたいと考えております。

他の例えば人口動態統計も月次でやっておりますけれども、こちらの方は、どちらかという届け出が遅れて出てくるという性質のものでございますので、これは先ほど申し上げましたように、現在では遅れてきたものも、その月の処理という形で公表してまいりますけれども、報告書を出す段階では、事象が発生した月にそろえて出すという形で整理して行きたいと考えているところです。

他につきましては、月次物というよりは、周期物の調査が多うございますので、こういった形でやるかは、この県だけは抜いて調査したということと、できれば直近の調査について、例えば調査しなかった県を除いたものを再度集計して出すということが可能であれば、そういった形で対応して行きたいと考えております。

○樋口委員長 農林水産省。

○鶴見農林水産省大臣官房統計部統計企画課長 まず、年次統計みたいなものですが、22年結果について、私ども、調査が終わっているのですけれども、調査票について、なかなか確認ができないものについて、除いて今、公表しております。その際、対前年との比較というものを、統計表を出すときに加えて提供しておりますので、そういうときには、その部分を除いて、参考値として対前年比較が少しでもできるようにというサービスをっております。

22年結果でございませので、これからいろいろなところと連絡がとれ、調査票について照会ができるようになってくれば、次の公表ということも考えて行きたいなと思っております。

月次統計でございませけれども、これは遡及できるものはしたいと思ひますし、そうじゃないものは、例えば標本の再選定なども行う等、これはケース・バイ・ケースで出てくると思ひますけれども、その都度の一番いい形でできるだけ統計を提供できるようにという形でやって行きたいと思ひます。

○樋口委員長 経産省は、3県も含めて、先ほどの御説明ですと何とかやっけていらっしやるようですが、何かその点についてございませか。

○喜多見経済産業省大臣官房調査統計審議官 特に月次統計で地域の除外というのはやっけていませんし、公表日もきちんと厳守しているということでありまして、先ほど委員長からもありましたとおり、私ども、ほぼ定常状態に戻っていると思ひますが、今後とも着実に統計を集計・公表していくということであろうと思ひます。

それから、構造統計に関しましても、先ほどの公表統計のように調査票の滅失等がないので、問題なく集計できるものと思ひます。

○樋口委員長 ありがとうございます。

これは過去の、例えば阪神・淡路大震災のときの扱いとかというのは、いろいろ調べてもらったのですが、1か月間丸々、ある県が調査できなかったということは、どうも明記されていないようで、そういった意味では、例えば46都道府県について集計した結果を発表するということは、これまでなかったようなのですが、その点、統括官室で何かありますか。過去、あるところが抜けたというものというのは、どうも時系列データについては確認されていないのですが。

○澤村総務省政策統括官付企画官 阪神・淡路大震災の際は、神戸市の東部地域、それから阪神間の市を中心に大きな被害が発生したものの、県すべてが影響を受けて調査ができなかったというわけではなかったと思います。その辺りは統計局さんの方が状況をよく把握されているかもしれませんが、県単位でデータが抜けたというのは、まずないのではないかと思います。

○樋口委員長 統計局、どうですか。

○水上総務省統計局統計調査部調査企画課長 ちょっと今、資料を持ち合わせていないのですが、記憶では県単位で抜けたところはなかったのではないかと思います。

○樋口委員長 そうすると、今回、もしかしたら初めてのケースとなる可能性があるという理解で議論していったほうがいいのでしょうか。では、どうするかという問題ですね。

もし、半年なり数か月にしろ、抜けた場合には、よく書いてあるのは、全国調査で時系列が並んでいて、その年だけ※があって、注で「3県については調査されていません」という形で表示されることが考えられるのかなあとと思いますが、この※の意味というのは、参考値ということになるのでしょうかね。要は、47はできていないわけだから、除外県があるという意味では、オールジャパンではないという扱いで、これはどういう扱いになっていくのでしょうか。

○千野総務省政策統括官付統計企画管理官 扱い上は変更承認申請が出てきていますので、例えば3県を除く結果であれば、それがその時点での基幹統計ということになります。

○樋口委員長 基幹統計なのですが、ただ44なのですね。そうすると、その3県も含んだ日本全体を把握しているわけじゃないわけですから、過去との比較というのは、ある意味ではやらないでほしいというメッセージになるのか。

○千野総務省政策統括官付統計企画管理官 逆に言うと、もし出すとしたら、日本全国の数値の方が参考数値という扱いになるのだと思います。

○樋口委員長 どうぞ。

○廣松委員 これは過去の話ですけれども、例えば沖縄が返還されたとき、時系列的にどう対応するかということが問題になりました。返還される前と後では、調査の領土が異なったわけですから、そういう注意書きを付けて公表値としてはそのまま公表されていたと思います。それを厳密な意味で定義をそろえて、つまり領土の範囲をそろえて調整するというのは、恐らくどちらかという研究レベルでの話になるのではないかと思います。今回もそのような扱いになるだろうと思います。

とりあえず現時点でなるべく可能な限り空白の部分のデータは埋めていただくことにしても、特に月次の場合は、今度、季節調整をするときにどうするかという議論がまた出てきます。季節調整に関しては、過去、例えばリーマン・ショックのときには一律に扱うということはせずに、各府省の判断に任せて特異値あるいは外れ値の扱いを決めていただいたと思いますので、今回も、やはり統計ごとに判断して決めていただくことにせざるを得ないのではないかという気がします。

○樋口委員長 はい。ただ、それぞれにお任せしていいのか、それとも何らかのガイドラインを。例えば同じ府省の中でも、統計によって対応が違っていたりするところがあったりするのですね。そこが難しい。

それと、日本ではインピュテーションというのは余り好まないようですが、それについて、例えば行政記録とか民間の調査機関が行っている調査であるとか、そういったものを使いながら補完するという方法、それは個々の研究者がやるのか、それとも政府部局としてやるのかということも議論があるのではないかと思います。

○深尾部会長代理 どう補完するかという問題も重要だと思いますけれども、過去に前来、戦後については恐らく前例がなく、戦前であれば大戦期とか、確か西南戦争か何かでもどこか抜けているのを見た気がしますけれども、過去にはあったのだと思います。

例えばさっき委員長がおっしゃったように、県レベルの表章でいつからいつまで、基幹統計についてどこが抜けるかということは確認しておいて、それが大体それは終わって、これから先は埋めていくことができるのかどうかということについて、できれば統括官室かどこかで確認していただく必要があるのではと思いますが、いかがでしょうか。そういう資料みたいなものは、既にあるのでしょうか。基幹統計のうちのどこが抜けて。先ほど変更の承認ということと関連付けられて御説明されたかと思いますが。

○澤村総務省政策統括官付企画官 先ほどの各省さんからの御報告にもあったように、今、調査を元に復するように努力されている状態ですので、表章上の対応までは確認しておりません。その辺りは、ある程度状況が落ち着いた段階に把握するのかなと考えております。

それと、これまでの各省さんからの御報告を伺っていると、企業系と、世帯系とで対応が異なっています。企業系については、経済産業省さんの例のようにある程度データがとれている。それから、厚生労働省さんの方でも、薬事工業とかではさほど影響がないということです。ただ、世帯系に関しては大きな影響があるという現実がありますので、やはり調査一律というのはなかなか難しく、特に企業相手でも中小企業対象の調査では影響がかなり出ると思います。そういった面では個々の調査ごとに、今後とも、各省さんと私どもを中心に連携を図って情報共有を図っていくことは続けていこうと思っておりますが、なかなか一律の基準を作るというのは難しいのではないかと考えているところです。

○深尾部会長代理 私が言ったのは、一律の基準を作るということではなくて、各基幹統計について、どういう現状になっていて、どういう見通しになっているかということをもとめるべきではないかということ発言したのであって、一律にいつから、例えば全部作

りましょうということを行っているわけではないのです。現状把握についての質問です。
○千野総務省政策統括官付統計企画管理官 各省調査でそれぞれどういう扱いをしたかという概略については、いずれかの段階でまとまった形にしたいと思います。

○樋口委員長 そうすると、報告書に書く内容については、むしろ統計委員会からこういうものを望むという形での記述ということになってきますでしょうか。現状はまだingで進行中であるが、今後どういうふうにまとめていくかということについて希望を出すと。

○廣松委員 統計調査の実査については、調査対象者の方の感情とかも当然絡んでくるでしょうから、統計委員会としては、各府省に最大限御努力いただくと同時に、調査対象者の方にも協力をお願いするという事ではないでしょうか。確かに失われたものは回復できないわけですから、それを事後的に、何らかの方法でより現実に近い形で復元するような努力をするということではないかと思えます。

○樋口委員長 まあ、考えられるのは、いろいろな情報を集めているということ。中には、回顧調査としてやるということも考えることができるかと思えますが。どうぞ。

○西川総括審議官 当委員会の責務よりは広い観点から見ますと、政府としては復興基本方針を既に閣議決定しておりままして、この中で、記録をしっかりつけましょう、それから、今後どういうふうに進捗していくか、よく検討しながら進みましょうということを行っています。

そういう観点から見ますと、まだ落ち着いていないのも事実でございますけれども、既に復興の段階に入ってきて、これまでの復旧中心でなく、復興の第3次補正予算が付いていこうというときに、足元がまだよく分からないということではなく、まさに前向きの観点から状況がどうなっているか、今後どういうものかが分かっていくのかということをしつかり整理・確認していくことは、むしろ必須の行政手続のようにも、全体像から見ると思えます。

○樋口委員長 それと、これが今回だけで終われば、まさにそれにこしたことはないのですが、いつまた自然災害というものが発生するとも限らない。そのときの参考にといいことも、今回の扱いがなってくる可能性があるわけで、やはりそのところは明示していかないと、我々の責務としてそれが課せられているのかなと思えます。どうぞ。

○伊藤総務省政策統括官 お話を伺っていて、委員長の御意見、御要望、趣旨、非常によく分かりますが、例えば標本調査ですと、被災地以外のところ、福島県でも山側の方の人を調査対象としたから影響が出なかったとか、あるいは中小企業関係で非常に被害を受けておられて、統計調査のサンプルとして当たっていても使えなかったというものから、千差万別のものがあり、これまで既にやった調査については、サンプル調査、悉皆調査、いろいろなものがあります。

既に58の例が出て、調査をどうしたということなのですが、もうちょっと中を詰めて、具体的に調査と集計結果に影響が出たか出なかったか、あるいは、将来復旧を考慮すべき調査であるのかなのか、それをまず各省から基本的小お考えを出していただいて、なお

かつ、ミッシングデータですから、1年2年たって、後からあのときどうだったという調査をするのかしないのか、あるいは他の調査で補完できるのかという個別の判断を経ないと、今から全部の調査がそういうことが問題になって、欠陥があってやらなければいけないのだということに果たしてなるのかというのを詰めた上でないと、私どもとしても統一の御意見は申し上げられません。先ほどちょっと御要望がありましたように、今回の58の調査、調査手法としてこうしたという御説明は出ておりますので、集計結果として、例えば3県を除いたことにより、どのぐらいの統計調査上の問題があったのか、あり得るのか。大幅な誤差が生じるのか生じないのか、その辺は各省さんとも勉強させていただいて、またの機会にできれば、フォローアップ報告は次回予定されておりますけれども、それまでに間に合うかどうか、また別の技術的問題など、詰めさせて、また御意見を各省一緒に御説明させていただきたいと思えます。

○樋口委員長 廣松委員。

○廣松委員 その意味では、私も今、統括官がおっしゃったように、具体的な取り組みの進め方の基本的な考え方としては、4月8日の段階で、委員長談話として出されたことにほぼ尽きていると思うのです。今回の資料2の1ページ目の4月上旬というところに委員長談話を大きく3つの要点としてまとめていただいておりますが、それをどう具体化するかというか、具体的に実現するかというのは、フォローアップの中で触れるべきことではないかと考えます。

○樋口委員長 他にいかがでしょうか。

○安部委員 視点が違うのですが、よろしいでしょうか。

○樋口委員長 どうぞ。

○安部委員 今日のこちらの報告は、見た感じですと、既存の統計調査について、震災の後、どうしたかということが主だった気がするのですが、震災を機に、これまでなかったような、新たな情報へのニーズというのが出てきていると思うのですね。よく聞くのは、例えば原発事故の関係で、いろいろな放射線量ですとか土壌ですとか。あるいは、原発に限らないかもしれませんが、瓦れきの問題ですとか。

こういうことについて、統計がどのぐらい貢献すべきなのかというのは、必ずしも自明ではないかもしれませんが、統計上のニーズが出てくることもあると思うのです。

「東日本大震災に関わる統計データの提供等」というテーマでは、そういうことも含まれるような気もするのですが、その点はいかがでしょう。もし何かお考えがあるとか、あるいは既に動き出しているという府省さんがいらっしゃれば、ちょっと伺えたらと思えます。

○樋口委員長 これは、それぞれの府省からということですが、どこか。統計局どうですか。

○水上総務省統計局統計調査部調査企画課長 まだなかなか十分できないところがあるかと思えます。先ほど申しましたが、サービス産業動向調査の中で、4月分以降、東日本、

西日本別の集計結果を公表するとか、あるいはこの調査の中で、サービス産業の営業に当たって、震災の影響を受けたか。また、影響を受けたとしたら、どういう面で影響があったかといったことを質問するという形で調査をしております。

以上でございます。

○樋口委員長 厚生労働省。

○早川厚生労働省大臣官房統計情報部企画課統計企画調整室長 先ほど毎月勤労統計でもちょっと御紹介いたしましたけれども、今までにない統計を新しく公表するということをしておりますし、また、調査は行っておりませんが、業務統計の中で震災の影響が分かるような公表をしている部局も出ているところが現状でございます。震災を直接テーマにした調査を行おうという動きは、今のところないと認識しております。

○樋口委員長 ハローワークの情報は、毎週出しているのですか。

○早川厚生労働省大臣官房統計情報部企画課統計企画調整室長 基本的には月次になっていきます。

○樋口委員長 農林水産省。

○鶴見農林水産省大臣官房統計部統計企画課長 先ほど、私どもの新たな統計ということで、冠水なり流出した、被害を受けた農地面積を市町村別に推定して公表しましたと申し上げましたけれども、今、考えているのは、そういった被害を受けた農地がどのように復旧してきたのかということ調査できないのかということですか。あるいは、そういった農地を使って、これから営農再開がされてまいりますので、そういった進捗状況が被災市町村においてできないのかということを検討しているところでございます。

○樋口委員長 経済産業省。

○喜多見経済産業省大臣官房調査統計審議官 先ほどの資料の中で鉱工業生産指数、IIPに関する分析がありましたけれども、31日、明後日、IIPの7月速報は集計・公表というスケジュールになってございまして、そのデータを使って、またこれと同じように被災地、被災地以外ということで、どのような状況になっているかという分析を継続してまいりたいということを考えております。

○樋口委員長 これは、国土交通省も環境省も関連することですので、国土交通省、どうでしょう。

○鶴沢国土交通省総合政策局情報政策本部情報政策課長 特に震災に関連してという方向での動きは、今ございません。といいますのは、まず交通関係につきましては、震災で例えば事業所がつぶれたという場合には、そこでの輸送実績はゼロという形で上がってきません。したがって、そういった意味での震災の影響の把握というのは、定常の調査の中で把握できているということで、特に震災に特化したということでは考えてございません。

建設についても、基本的には同様でございます。

以上です。

○樋口委員長 環境省。

○矢橋環境省総合環境政策局環境計画課主査 こちらも国土交通省さんと同じで、今回示していただいているとおり、震災等の影響内容も含めまして、特になく考えております。

○樋口委員長 環境省は、まさに放射線のこととか、直接統計が求められるところがあるかと思いますが、調査といいますか、統計なのか分かりませんが。

○矢橋環境省総合環境政策局環境計画課主査 それについて、ここで回答は、私どもは手持ちがありませんので、もし必要であれば、また出したいと思います。

○樋口委員長 財務省とかはどうなのですか。

○細谷財務省大臣官房総合政策課調査統計官 今のところ、特に検討しているものはないと思うのですが、法人企業とかで何らかあれば、研究会の先生方と議論なり、お知恵を拝借して対応するのかなというところだと思います。

○樋口委員長 文部科学省は。

○上田文部科学省生涯学習政策局調査企画課課長補佐 文部科学省の方は、今のところ、そのような動きはまだ承知してございません。

○樋口委員長 安部委員、今のよう状況ですが、何か。

○安部委員 私が申し上げたかったのは、情報に対するニーズというのが出てきているだろうということ、しかもそれは震災前にはなかったものだろうということ、新たな情報に対するニーズに対応できるかどうか、ということです。

新しい統計を作るとか、統計調査を実施するということになると、勿論、いろいろな制約があって、なかなか難しいだろうというのは当然理解できるわけですが、その一方で、統計に何が求められているのかということが、震災を機に変わったということも考えられるわけですし、そういうところにはもうちょっと目配りできるならば、したらいいのかなとは思っています。

○樋口委員長 他にどうでしょう。

1つ確認で、どこに聞いたらいいかよく分からないのですが、例えば6か月だけ、調査がある県でできませんでしたと、再開しましたと、年次としては、6か月はフル47で行われ、残りの6か月は44でやっているわけです。月次で発表する分には、何月から何月までは44でやりましたというふうに書けばいいのかもしれませんが、年次集計するときには、幾つかの方法があると思うのです。残りの47についてやったところについても、44のデータだけを使って発表するというのもあれば、逆に今のよう、月によって調査対象が違いましたというのも書くこともあると思うのですがいろいろな省庁で聞いてみますと、そういったことが発生し得るかなと思うのですが、これについては、何か、こういうふうという方向を打ち出す必要があるのですか。それも併せて検討していただくということになりますか。

○千野総務省政策統括官付統計企画管理官 それは、それぞれの調査によると思いますので、それぞれの調査でどう対応するかということは、まさに今、それぞれの調査で検討しているのだと思います。一律、こういう対応ということはないと思います。

○樋口委員長 それを統計委員会には報告ということになりますか。どういう形になるのでしょうか。

○千野総務省政策統括官付統計企画管理官 それは、通常の公表になりますので、委員長談話に沿った形で、利用者の誤解がないような注意書きなり情報を併せて提供したり、盛り込んだ上で、それぞれ公表していくことになろうかと思います。

○樋口委員長 多分ユーザーの方はですね、同じ人がいろいろな省庁のいろいろなデータを使うわけですね。そうすると、なかなかですね、このところが、それを使って政策を打ち出すのにも、あるいはそれを使って分析をするのにも、それぞれ違いますというときに、政策判断に諮るときに、このデータはこうなっていますということだと、なかなかできないのですよね。それはしようがないのですかね。どうぞ。

○伊藤総務省政策統括官 一般論で申し上げたいと思います。例えば米のように1年間の生産量を把握している統計だと、生産量については、例えば放射能の影響がある場合、作っても売れない米も生産したことになるかもしれないと思いますし、放射能の影響で売れない米は、販売量の世界では除かれることになることもあると思います。生産量をとる統計、工業製品をとる統計、あるいは年に1回の農産物をとる統計、これもサンプル調査でとる方法と悉皆調査でとる方法とありますけれども、全体の統計をとる場合に、3県の影響というのはおのずと結果に出てきます。

調査ができないから結果に出てくるのか、あるいは調査したけれども、常識的に生産量が当然ゼロだから、ゼロとして出てくるのもありますし、それから年次の統計でも、ある時点の状況を毎年追いつける統計なのか、それとも1年間の全体の状況を見る統計なのかによって、3県の震災なり、福島県の影響、放射能の影響をどうあらわすのかというのは、統計の性格によって違います。国民の立場に立って、あるいは研究者のいろいろなニーズがあることの立場に立って、各省が、ここは技術的に修復できるものは、当然してもらおうよう、我々も求めるのは当然ですし、それが技術的に全く不可能だと、ミッシングデータだとすると、それはきちんと示さなければいけないし、あるいは影響はあるけれども、例えば畜産物だと非常に東北3県の影響は大きいと思うし、漁獲高も大きいと思いますけれども、その他のものだと、東北3県が生産量がほとんどないとすれば、これはまた影響がないという議論になりますから、その辺の調査対象にする内容とそれからどういう調査手法をとっているのかということの一つ一つ詰めて、大きな影響があるものだとするならば、各府省はできる範囲で前を向いた対応をしてくださいという議論に、多分なるのではないかと思います。

それらの一つ一つ見たうで、委員長の御心配は非常によく分かるので、私どもとしては、特別な措置をとったそれぞれの調査なり、あるいは少なくとも基幹統計については、集計の方でどう考えるのですか、あるいは将来ミッシングデータの回復は不可能と考えているものについては、これは幾ら言っても不可能ですから、そこは申しわけないですが、御了解をいただかなければと思いますけれども、そういうことの落ち着いた情報整理とい

うのは、必要であればこちらでさせていただきたいと思います。

千野が申したのは、そういうことも含めて、公表の段階でそれを書いておけば、おのずとその道に詳しい人は分かる、利用できるのではないのでしょうかという趣旨だと理解していますけれども、いかがでございましょうか。

○樋口委員長 今おっしゃったのは、まさに一つの提案で、そのように書くことも考えられるかなと思います。一つのアイデアとして、報告書に記述するということで参考にさせていただきたいと思います。

よろしいでしょうか。

本来、今日の議論をまとめてということであるのですが、議論が必ずしもまだ十分煮詰まっていないということで、書く内容については、これからまた御相談させていただいて、そしてなるべくユーザーあるいはメーカー、それぞれの意見を盛り込めるような形にしたいと思います。

また、この後でも御意見がございましたら、お寄せいただければと思います。日を改めて、この点については御議論させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○樋口委員長 はい。

では、次の議題に移らせていただきます。次は、既に委員の方々から提出されております質問事項、及び部会で質問のあった事項につきまして、まだ回答を得ていないものについて、関係省、事務局から回答をお願いします。

まず、これも統括官室からお願いします。

○澤村総務省政策統括官付企画官 それでは、統括官室の方から、説明させていただきます。1点目の本編にございます基幹統計、一般統計調査の公表状況に関する御質問でございます。御質問の御趣旨は、基幹統計の周期調査の公表期間が短くなっているのに対し、一般統計調査では逆に長くなっている。この要因は何かという御質問でございます。

これにつきましては、資料2ページの右側の方に整理してございます。

まず、月次、年次等で実施される経常調査から説明させていただきますと、例えば上の表の経常調査を見ていただくと分かるのですが、36本と同じ基幹統計の調査が実施されておりまして、それが21年度、77日であったものが、72日と、5日間短縮しております。

次に、一般統計調査、2ページの下の方でございますが、これを見ますと、経常調査におきましても、126、147と、調査数が異なります。これは、一般統計調査の場合、22年度に新たに調査を開始されたものとか、中止されたもの等ございます。そういったことから、単純な比較をすればこういった形になるのですが、その単純な比較がなかなか適切ではないと考えて、ここに書いてございますように、変更のない調査が101本ございますので、それについて再集計してみますと、21年度で平均123日であったものが、22年度117日ということで、6日間の短縮になってございます。

一方、御指摘の周期調査、これは2年に1回とか3年に1回という形で実施されるもの

でございますが、これにつきましては、21年度、22年度で実施された調査が異なります。これはあくまで公表された時期ですので、同一のものが全くないというわけではございませんが、調査が異なりますので、単純な比較はできないということです。

この点につきましては、本年度の状況報告における整理・説明が必ずしも十分でなかった。先般の私の御説明も十分ではなかったと考えておりました、次年度以降、もう少し分かりやすい形で整理したいなど、改善の工夫を図りたいと考えております。

ちなみに、22年度で一般統計調査の公表までに平均日数が大きく増加している要因につきましては、調査は異なるのですが、ここの省別の表を見ていただいたら分かるんですが、経済産業省さんと国土交通省さんでは、平均公表期間が前年度に比して短くなっているということでございます。それ以外のところは増えている。たまたま長くかかる調査が多かったという状況でございます。

特に厚生労働省さんにおかれましては、3ないし5年周期でやる調査が3つほどございますが、その公表期間が1年半超となっていることもありまして、全体として公表期間が増となっております。

なお、この点につきまして確認したところ、主な要因としましては、他の調査結果を親標本としている。データの一部を、その親調査の確定した数値を使って集計するというデータリンクという作業がございますので、親調査の集計期間、それからデータリンクや当該調査の集計期間に相当日数を必要とするものがある。それから、研究の観点から詳細な分析を行う必要から、時間を要した調査があったということとなっております。

また、厚生労働省さんの方では、今後ともこういった状況を少しでも改善されたい、公表期間の短縮に努めたいと考えておられるということでございます。

私の方からの御報告は以上でございます。

○樋口委員長 統計局、お願いします。

○加藤総務省統計局統計情報システム課長 それでは、4ページ目と5ページ目ですけれども、私の方から。政府統計共同利用システム、俗に言う e-Stat ですけれども、これのアクセス件数についての御質問でございます。御質問の趣旨は、21年度から22年度にかけて、物すごくアクセス件数が増えているけれども、どんな要因が考えられるのか、あるいはそれ以前と比べてどうなのですかという御趣旨だと思います。

4ページの表をちょっと見ていただきますと、表の右側の方、一番下のところが2,900万というオーダーです。これが21年度のアクセス件数です。その上の7,800万というのが22年度で、3,000万から8,000万ぐらまで増えましたけれども、どうして増えたのでしょうかという趣旨だと思います。

回答、5ページの方を見ていただきますと、この政府共同利用システム、e-Stat は平成20年4月から開始したものでございます。したがって、平成22年度まで3年間あるわけですが、その間の推移を見てみますと、平成20年度は1,500万件弱、21年度はほぼ倍増して3,000万件弱、22年度は8,000万弱という形で、倍々ゲームで増えているという

こととございます。

私ども、詳細な分析とかはできないのですけれども、大きな要因として1つ考えられるのは、年がたつことによって e-Stat が皆様方に知られてきたということで、アクセスする人が増えたと見ております。

もう一つはデータの登録、統計の登録なのですけれども、平成 20 年開始当初は統計表の数は 15 万表ぐらいでしたけれども、22 年度は 3 倍の 45 万表ぐらいと、内容量が増えてきているということで、いろいろ調べたい人が調べるようになったということが、まず基本的にあるだろうと見ております。

その上で、回答の 6 行目、「特に、22 年度は」と書いてございます。このように、統計表の収録が進んできましたので、少しでも検索しやすい、便利なようにということで、それまでですと、例えば国勢調査ですと「国勢調査」と入力しないと近付けなかったということがあります。

今は、他からもアクセスしやすいようにということで、yahoo とか、いろいろな検索サイトがありますので、ああいう検索エンジンに引っかかるようにシステム改修をしましたので、統計の名称を正確に知らなくても、例えば失業率を知りたいので「失業」と入れると、統計データの方にも入ってこられるというシステム改修をしました。恐らくその効果は非常に大きかったのではないかと見ております。

21 年度末にシステム改修をしましたので、そういう意味では、正確な統計調査の名称とか統計名を知らなくても、自分が知りたいキーワードで引くと引っかかってくるということが大きいかなと見ております。利用度はすごく高まっているのではないかと見ております。

そういった中で、どういう統計が非常に増えているかといいますと、下から 4 行目ですけれども、22 年度、非常に伸びたのは貿易統計でした。当初、平成 20 年度は 50 万件もなかったのですけれども、22 年度は 3,500 万を超える形です。原因までよく分からないのですけれども、こういう経済状況ですので、どうなっているのか、分析する方々の注目を引いているのではないかと考えております。

もう一つ、作物統計も非常に増えています。世の中の関心を引いているということはあると思いますけれども、21 年から 22 年にかけて統計表を物すごく増やしています。数千表から数万表に増やしているということがありまして、内容量が増えたことで利活用が進んだということになるのだろうと見ております。

その次は、人口関係です。人口動態と国勢調査。平成 22 年は、御承知のように国勢調査の年でしたので、そういった関係で人口関係のデータがよく見られているのではないかと考えております。

全体として、私どもは細かいところまで分析できないのですけれども、利活用そのものは、システム改修その他もあって、よく進んでいると思います。ということで、この先、なお注視していかなければいけないかなと見ております。そういった中で、個人的な利

用ではなくて、間接的にアクセスしているケースがどれぐらいあるかというのは、今のシステムではとれないものですから、そういうものがとれるようなシステムの分析・研究・改修もしていかなければいけないかなという問題認識もちょっと持っています。

とりあえず、私の方からは以上でございます。

○三上総務省統計局統計調査部国勢統計課長 引き続きまして、国勢統計課です。資料では6ページから7ページにかけて、住宅・土地に関する統計体系における国勢調査と住宅・土地統計調査との関係についてでございます。

回答欄にございますとおり、住宅・土地統計調査は御案内のとおり基幹統計調査であり、350万という非常に大きなサンプルで行っております。近年、住宅数の充足に伴いまして、住宅政策などの軸足も、量の把握にとどまらずに質といったところに重要な点を見出しつつあります。そういった問題意識は、平成20年の住宅・土地統計調査に係る統計委員会の答申でも示されているところでございます。

国勢調査との関連で申し上げますと、ユーザーの方からの指摘いただく問題点の一つは、国勢調査の間の年に行われることになる住宅・土地統計調査において、世帯の概念が国勢調査とは微妙に違う、ということです。国勢調査です「一般世帯」と「施設等世帯」、住宅・土地統計調査では「普通世帯」と「準世帯」ということで、例えば単身の下宿人とか間借り人の扱いが違っているということもございます。そういった辺りが両方のデータを併せて使うときに一つの制約になっているという問題指摘でございます。

その点は、住宅・土地に関する統計体系という意味からは、もう少し両統計調査で調和が図られる方がユーザーの方にとっても使い勝手のいいものになるということもございます。25年の調査に向けましては、来月下旬ごろに有識者で構成する研究会を立ち上げたいと思っております。統計委員会の諮問に先立ちまして、その研究会の中でいろいろな課題の整理をする予定でございますので、検討課題の一つと位置付けて考えてまいります。

それから、住宅・土地における統計体系における国勢調査の方をどうするかということでございます。次回の国勢調査は27年になろうかと思いますが、これは簡易調査でございます。諸外国の中には人口センサスの中で非常に詳細に住宅項目を調べている国もありまして、例えばショートフォームとロングフォームを採用している国ではそういう対応が容易なわけですけれども、特に分けていないところでも非常に細かい住宅事項について回答を求めている国もございます。

ですので、次回の国勢調査が簡易調査であることも念頭に置きながら、他方では記入者負担が増加したり内容が複雑化すると現下の非常に厳しい調査環境の中で、どこまで信頼に足るデータが得られるかという懸念もございますので、これも27年の国勢調査の検討課題として考えていければと思っております。こちらは既に6月下旬に次の国勢調査に向けた有識者の検討会を立ち上げておりますので、やや息の長い検討になりますけれども、その中で対応したいと考えてございます。

いずれにいたしましても、今般の東日本大震災の発生を受けまして、例えば空き家とい

ったところも含めまして、住宅ストックあるいはインフラについて、特に一定の地域ごとに把握できるということも含めて、統計データの重要性が認識されているところでありますので、こういった社会的なニーズに的確にこたえられるように次回に向けて検討してまいります。

以上です。

○樋口委員長 ありがとうございます。

最後に事務局から。どうぞ。

○若林内閣府統計委員会担当室参事官 少し資料が飛びますけれども、参考2の「自己啓発等休業制度の概要」というのを御覧ください。こちらは、7月14日の第28回基本計画部会の際に、人材の育成に関して議論された際に、人事院で行われておりますサバティカル制度について御質問があったことに関しまして、人事院の方にお伺いして、いただいていた公表資料でございます。

サバティカル制度ということをお伺いされておりましたが、人事院の方では自己啓発等休業制度と呼んでございます。こちらの制度ですが、括弧書きにありますとおり、大学等における修学や国際貢献活動を希望する常勤の職員に対しまして、職員としての身分を保有したまま職務に従事せずにこれらの活動を行うことを認める休業制度でございまして、平成19年から施行されてございます。

対象となっておりますのは、2.で「対象となる職員の要件」と書いておりましたが、2年以上在職している職員でございまして、休業の期間は、大学等における修学のための休業は2年まで、特に必要な場合は3年となっております。国際貢献活動のための休業は3年までの休業を認められております。

この制度は、5.の「休業の効果」というところにありますとおり、身分は保有されておりますが、給与は非支給となっております。

こちらの自己啓発等休業制度を実際にどの程度利用されているかということに関しましてお伺いしましたところ、21年度の実績では、大学等における修学が41名、国際貢献活動が4名で、全部で45名が利用されたということでございます。

それから、こちらの休業期間の平均値という意味では、1年9か月であったと聞いております。

事務局の方からは以上でございます。

○樋口委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、御質問等ございましたらお願いいたします。阿藤委員。

○阿藤委員 質問をした立場でレスポンスしておきたいと思いますが。

最初の調査の公表時期の問題とかe-Statのアクセス件数は、報告書の中で数字が大きく変わっているというのを誰もが注目するので、それについて何もコメントがないというのは、統計を扱う者としてはちょっと片手落ちかなと思ったものですから。書き込むかどうかは別にしても、ここで確認されたということで、大変重要だと思っています。

それから、3つ目の住宅・土地と国勢調査の関係は、以前の基本計画のときでしたか、その前でしたか、大きな議論の素材になっていたと記憶しています。それで、今回の進捗状況の中で何も触れられていないということがあったものですから、これも一応確認の意味でお聞きしておきたいなと思いました。大変御丁寧な説明をいただきまして、ありがとうございました。

○樋口委員長 ありがとうございます。

他にいかがでしょうか。よろしければ、皆様からいただいて未回答であったものについては、これで一通り終わったということになるかと思います。ありがとうございました。

次に、国民経済計算ワーキンググループの審議結果につきまして、座長の深尾部会長から御報告をお願いします。

○深尾部会長代理 国民経済計算ワーキンググループの審議結果を取りまとめましたので、報告させていただきます。

国民経済計算ワーキンググループは、法施行状況のうち、国民経済計算に関する事項を審議する場として設置されました。重要検討事項として、昨年、統計委員会が意見を提示した国民経済計算の整備と一次統計等との連携強化に関する内閣府のその後の取組状況。及び、前回、第29回の基本計画部会で追加重要検討事項に決定した東日本大震災関係の統計データの提供等に関する、国民経済計算関係の東日本大震災への対応を審査の対象としました。

7月26日に会合を開き、座長の私のほか、山本委員、首藤委員、審議協力者の伊藤先生、高木先生、中村先生、野村先生、藤井先生、宮川先生が出席されました。また、その会合では、内閣府から工程表の作成など、昨年の統計委員会意見に対する取組状況と、東日本大震災に対する国民経済計算関係の対応について説明を受けました。

それから、当日欠席された菅野先生から意見メモが提出され、事務局が紹介しました。

これらの説明等を踏まえ、出席メンバーの間で審議した結果について、以下御報告します。審議の詳細については、今日配布されています資料4にかなり長い議事の概要が載っていますので、そちらを御覧ください。

まず、工程表の作成など、昨年の統計委員会の意見に対する対応については、多くの課題を計画的に推進するためには、重要な課題を相互に関連する課題群に整理して、将来に向けた具体的な手順の分かる工程表を作成すること自体が非常に重要である。仮に100%対応できないとしても、中長期的な課題について、一次統計も含めて問題提起することは、一次統計との連携強化の面でも高い意義を持つ。

それから、工程表に掲げられた広範な課題に対応するには、責任者を明確にしたプロジェクトチームは非常に重要で、実際の体制拡充も進展しているといった点など、内閣府の対応はおおむね妥当であり、評価できるという合意に達しました。

ただし、以下の点については留意して、今後更に取り組んでいく必要があるという合意に達しました。

まず、工程表については、経済センサスは国民経済計算の推計のメインとなる一次統計なので、関係省庁ともよく話し合って対応していただきたいという点。

それから、2008SNA に対応して国民経済計算を改定する場合には、既に先行している他の主要国の経験から判断すると、金額ベースで GDP に恐らく最も大きな影響を与えるのは R&D の資本化なわけですが、R&D の資本化については、先行している米国やオーストラリアでは、R&D の調査部局と SNA の担当部局が早い段階から密接に協力した実績があるが、日本でも同様のことを検討していただきたいという意見。

それから、供給・使用表の関係では、加工統計間の連携を強化していただきたい。例えば基準年次の産業連関表、基本表の構造と年次の SNA の構造の整合性の議論も重要であり、関係府省間の連携に関する統計委員会のサポートも求められるという点。

それから、プロジェクトチーム間あるいは関係府省間で目的を明確化し、コミュニケーションを十分とって進めることが必要である。例えば日本標準商品分類の改定、特にサービス分野の議論では、どういう分類で一次統計を作れば SNA の精度向上につながるか等、関係府省間で十分な意見交換をしていただきたい。スケジュールも重要だが、精度向上という本来の目的を達成するようにすべきであるという点。

それから、推計マニュアル、作業マニュアルの作成は、早期に取り組み始めるべきである。抜本的な推計方法の見直しを行った部分から整備を進め、次々回基準改定時にはほぼ完成したものを目指していただきたいという点。

それから、昨年度の意見書は年次推計を主に対象としたものだったが、四半期推計についても、例えば速報における貯蓄率等の分配面の推計値の作成及び公表や、設備投資、在庫の推計精度向上に向けた一次統計に関する課題などについて、更に検討を進めていただきたい。こういう合意に達しました。

2 番目に、責任体制の明確なプロジェクトチームによる対応については、内閣府は来年度以降も体制の充実に努め、定期的な人事異動がある中で、プロジェクトチームが継続的に専門的な知識を蓄積し、活用できるような運用をしていただきたい。例えばプロジェクトの成果を一定の段階で文章化し、蓄積したものを引き継いでいくといったことも重要であるという点。

それから、三面推計による計数の整合性の確保は、供給・使用表という場を活用して行われると考えるため、両者を別のチームではなく、統合して取り組むことも検討してはどうかという点。

それから、検討体制において外部有識者をいかに参加させるか、より詳しい計画を立てる必要があるという点。こういう意見について合意しました。

3 番目、一次統計等の課題については、基本的に内閣府だけでできることではなく、一次統計の作成省庁、更には総務省や統計委員会も含めて、全体で協力して進めていくべきであるという点。

それから、今回の整理は、基本計画項目ごとの整理となっているが、やや性格の異なる

問題が混在している印象がある。更に、別の視点からも考慮し、国民経済計算を充実させるための課題として、一次統計等との連携で本質的に何が大きな問題か、詰めて考えていただきたいという意見。

それから、企業・事業所間のコンバータの必要性や生産性統計の整備について、それぞれ関連する統計を統一的な観点から議論していただきたいという意見などがありました。

また、東日本大震災関係の統計データの提供等については、震災の影響で一次統計の結果に欠損・遅延が生じる中で、できるだけ精度の高い推計を行おうとしている点。

それから、事前に予告を行いつつ、推計方法の変更内容を公表するなど、利用者の利便性も考慮しているといった点など、内閣府の1～3月期QEにおける取り組みはおおむね妥当なものとして評価できるという合意に達しました。

ただし、例えば消費の推計に際して、被災地域の避難者・死亡者の年齢階層を考慮するといった工夫の余地もあり得たこと。震災対応はまだ現在進行形であるため、年次推計や県民経済計算における対応についても検討することが重要であることといった点も念頭に置いていただきたいという意見がありました。

最後に、改めてではありますが、今後の中長期的な取り組みを整理した工程表等は、あくまで出発点であることに留意すべきであって、今後は本ワーキンググループで指摘した点も念頭に置きながら、一次統計との連携も含めた国民経済計算の整備がプロジェクトチームを効果的に機能させて、工程表に沿って着実に実行されるよう期待したい。また、統計委員会としても、そうした取組状況を注視していく必要があると考えられるという合意に達しました。

以上が国民経済計算ワーキンググループの討論結果の報告であります。

○樋口委員長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの国民経済計算に関する事項につきまして、本日御報告いただきました内容を踏まえまして基本部会として取りまとめたいと思いますが、その前に御質問、ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○樋口委員長 では、これを参考に基本計画部会で取りまとめて行きたいと思います。国民経済計算ワーキンググループに御出席の先生方におかれましては、お忙しい中、どうもありがとうございました。

それでは、「その他」でございますが、何回かの基本部会及び国民経済計算部会における審議を経まして、一部、まだ事実関係の確認等が残っているところがございますが、本日をもって重要検討事項の審議は一通り実施したことになります。

なお、本日の東日本大震災の統計データの提供等につきましては、まだまとまった意見となっておりませんので、事務局と相談しながら取りまとめ、そして先生方にそれをお諮りしたいと考えておりますが、前回まで審議してまいりました内容を含めて、追加的なコメントがございましたらお願いいたします。

よろしければ、最後に今後の審議の取りまとめ方針について、私の方からお諮りいたします。

今後は、これまでの審議を踏まえまして、また本日の議題につきまして、私の方で事務局と相談しながら報告書の素案をまず作成したいと考えております。そして、それを皆様に御覧いただき、御意見をいただいた上で、事実関係等につきまして各府省に確認してもらおうということにしたいと考えております。そのような方向で進めてまいりたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○樋口委員長 ありがとうございます。では、そのようなプロセスを経まして、9月15日の第31回基本計画部会におきまして、審議結果報告書(案)の取りまとめについて審議し、そして9月22日の第32回基本計画部会で最終的に部会としての報告書(案)を決定したいと考えております。

それでは、本日の部会はこの辺りまでとさせていただきます。

最後に、次回の基本計画部会の日程につきまして、事務局から説明をお願いします。

○乾内閣府統計委員会担当室長 次回の基本計画部会につきましては、9月15日木曜日の15時から、本日と同様にこの会議室において開催します。議事は、今、委員長がおっしゃられた統計法施行状況に関する審議の取りまとめを予定しております。会合の詳細につきましては通知いたしますので、よろしく願いいたします。

○樋口委員長 それでは、以上をもちまして本日の基本計画部会を終了いたします。ありがとうございました。